

平成28年度第2回印西市情報公開・個人情報保護審査会 会議録

- 1 開催日時 平成28年12月20日（火）
午後2時00分から午後4時00分まで
- 2 開催場所 印西市役所 4階 41会議室
- 3 出席委員 伊藤会長、武田委員、土肥委員、大杉委員、柳橋委員
- 4 事務局 山口課長、五代主査、越川主査補、中澤主査補
実施機関 情報管理課 板倉主査
市民課 伊藤課長、川村主査、
市民税課 細谷課長、立原主査
高齢者福祉課 富澤課長、小川主査、飯塚主査補
- 5 傍聴者 1名
- 6 会議次第
 - 1 開 会
 - 2 会長あいさつ
 - 3 議 題
 - (1) 住民情報系システムの通信回線（オンライン）結合による実施機関以外のものへの個人情報の提供における委託先の实地検査の結果について（報告）【非公開】
 - (2) コンビニエンスストア等における住民票等の自動交付サービスに係る通信回線（オンライン）結合による実施機関以外のものへの個人情報の提供について（諮問）【公開】
 - (3) 印西市公共施設予約システムに係る通信回線（オンライン）結合による実施機関以外のものへの個人情報の提供について（諮問）【公開】
 - 4 その他
 - (1) 「印西市建設工事等の金額入り設計書の交付に関する事務取扱要綱」の制定による金額入り設計書の情報提供について（報告）【公開】
 - (2) 個人情報保護法等の改正を踏まえた印西市個人情報保護

条例の見直しについて（報告）【公開】

5 閉 会

7 議 事

- 議題 1 住民情報系システムの通信回線（オンライン）結合による実施機関以外のものへの個人情報の提供における委託先の实地検査の結果について（報告）【非公開】
- 議題 2 コンビニエンスストア等における住民票等の自動交付サービスに係る通信回線（オンライン）結合による実施機関以外のものへの個人情報の提供について（諮問）【公開】

実施機関 <資料による説明>

会 長 マイナンバー法を導入するときに、マイナンバーカードを作るとできることとして、総務省が周知していたものを、印西市でも導入しようということですね。ご質問はありますか。

委 員 3 ページの、キオスク端末で取り忘れ対策とはどういうものですか。
実施機関 お金を支払う前に、マイナンバーカードをキオスク端末から取り外さないと印刷が出ない仕組みになっています。

会 長 カードの取り忘れ防止ですね。証明書の取り忘れ防止対策はありますか。

実施機関 音声が流れます。

会 長 A T M で現金を取り忘れたときと同じようになるということですね。

委 員 年末年始を除くということでしたが、土日祝日は利用できますか。

実施機関 はい、休日大丈夫です。

委 員 時間は、印西市も 6 時 3 0 分から 2 3 時ですか。その時間以外設定できない理由はありますか。

実施機関 その予定です。証明書交付センターの稼働が 6 時 3 0 分から 2 3 時までなので、短縮はできますが、拡大はできません。

会 長 資料の 3 ページで、オンライン結合は何番ですか。

実施機関 4 番から 5 番にかけてです。J - L I S（地方公共団体情報システム機構）が構築・運用する証明書交付センターから、証明書の発行電文が、印西市が構築する証明発行サーバーに届き、証明書のデータを送り返す部分がオンライン結合に当たります。

会 長 3 番は、当たらないのですか。

実施機関 3 番は、J - L I S が別途運営している公的個人認証サービスで、印西市はデータを保有していません。

会 長 3 番の目的はなんですか。

実施機関 マイナンバーカードの電子証明書で本人確認して、該当自治体に振り分けています。

会 長 証明発行サーバーは、ディー・エス・ケーで構築済みですか。

実施機関 これから構築します。

会 長 すでに委託していて、情報を保管しているディー・エス・ケーと J-L I S を繋ぐからオンライン結合として諮問するということですか。

実施機関 はい。機器は委託先のものですが、情報は印西市が保有する情報なので、情報提供と考えています。

会 長 現在の印西市のマイナンバーカードの交付率はどれくらいですか。

実施機関 11 月末現在で、交付率は 8.09% です。

会 長 91.91% の方は、現状、このシステムを利用できないのですね。

実施機関 はい。でも、コンビニ交付サービスの開始で、広く周知できれば、交付率も上がると思っています。

会 長 システム構築と維持管理が必要だと思いますが、維持管理の年間コストはどれくらいですか。

実施機関 年間で 533 万円程度を見込んでいます。

会 長 それで全国のコンビニで交付を受けられるサービスを提供できるということですね。

実施機関 はい。

会 長 それによって、単純にコストだけで考えると出張所の統廃合による維持管理費の削減と人員の集中という効果があるということですね。証明書の発行データは発行後に消えるということですが、キオスク端末は、印刷情報を保存しないのですか。J-L I S は、キオスク端末の印刷情報がちゃんと消えることを調査していますか。

実施機関 J-L I S の証明書交付サービス仕様書で、セキュリティソフト（ISO/IEC 15408 認証の取得必須）により証明書データを印刷後キオスク端末から消去することが規定されています。

会 長 J-L I S とコンビニを繋ぐ回線は、インターネット回線ですか。

実施機関 すでに設置されているものを利用するため、仮想の専用回線です。

委 員 コンビニ交付は、コンビニのキオスク端末を使うだけで、コンビニ事業者は関わらないのですか。

実施機関 はい。J-L I S とコンビニとの間で、店員が機器を扱わない、誤印刷されたものは本人に返すなどの細かい取り決めがあります。

委 員 それに対する監査のようなものはありますか。

実施機関 書類上では確認できません。

委 員 利用者に操作方法を聞かれた場合、コンビニ店員は教えてもいいのですか。

実施機関 そうですね。実際の店舗での運用はわかりませんが、利用者に頼まれた場合、協力することはあると思います。補足ですが、コンビニ

交付では、マイナンバー自体は使用せず、入力するのはマイナンバーカードの暗証番号だけです。

会 長 その暗証番号を見てしまったコンビニ店員の守秘義務は、コンビニ事業者に課すということですね。

実施機関 はい。

会 長 印刷は、市役所と同じ偽造防止の特殊な紙にするのですか。

実施機関 A4普通紙に、印西市が出している証明書と全く同じ証明書を印刷し、裏面に偽造防止対策のスクランブル文字を印刷します。このスクランブル文字と証明書に印刷された番号で真贋鑑定ができます。

委 員 提出先で真贋鑑定をするのですか。

実施機関 はい。

会 長 コピーに対する偽造防止対策はありますか。

実施機関 コピーした場合は、複写という文字が出ます。

会 長 その他ご質問はありますか。

各 委 員 (質問なし)

会 長 では、ご意見をお願いします。

委 員 千葉県で9団体しかコンビニ交付サービスを実施しておらず、マイナンバーカードが普及していないのはどうしてですか。

実施機関 マイナンバーカードの交付は、昨年の1月からのため、これから普及していくと思います。

委 員 コンビニ交付を、これからやろうとしているところは多いのですか。

実施機関 みなさん、導入に向けて動いているという話です。

会 長 審査会としては、このような接続が必要かつ相当かということ来判断することになります。便利になるのは事実ですが、マイナンバーカードの交付率で考えると、現状ではかなり限定された人しか利用しない。ただ、このコンビニ交付サービスの開始によって、マイナンバーカードの普及が見込めるというのが、実施機関の考えです。

委 員 市役所の開庁時間以外に利用できるので、利便性を感じる方は増えるかもしれません。その利便性がわかれば、マイナンバーカードを取得する人が増えるかもしれません。

委 員 利便性向上という意味では、非常にいいと思います。セキュリティ対策もそれなりにきちんととられていると思いますので、基本的には賛成ですが、コンビニの中でどのようなことが起きるのか想定できないので、少し心配です。

会 長 コンビニ店員がアルバイトであることが多いので、雇用の規則はあると思いますが、監督する内容を検討してもらった方がいいかもしれないと思います。

では、答申の骨子として、結論は相当、コンビニで個人情報の保護措置がとられていることを調査していただきたいという意見をつけるかどうかになります。

委員はつけるという意見ですか。

委員 はい。

委員 私も入れることに関しては賛成です。サービス向上と、こういう時代になったと考えるべきかなと思います。一方、新しいサービスが出るとどうしても影の部分も出てきますので、そこに対する対策が必要だと思います。サービスとしてはやるべきだと思います。

委員 便利になるのはいいことだと思います。ただ、それに伴って、他にもいろいろな課題が出てくるかもしれません。まだ、マイナンバーカードを持っている方が少ないので、普及させて、多くの方にシステムの利用の仕方を周知していくことが、これから先必要なのかなと思います。基本的には賛成です。

会長 委員のみなさんのご意見としては、基本的には相当です。けれども、現場のコンビニで、個人情報がいちゃんと保護されるのかということに若干不安をお持ちということですので、適切な監督方法がなされているかを調査していただきたいという意見をつけさせていただくこととなります。実施機関から補足でご説明はありますか。

実施機関 コンビニ事業者が、キオスク端末のところに防犯カメラを取り付けているそうなので、効果はあると思っています。

会長 継続的に、問題が生じないような体制を構築していただきたい。そのために、不断に確認していただくことになると思います。また、今後運用していく中でいろいろな問題等が出てくると思いますので、そのときどきできちんと見直ししていただくということをお願いできればと思いますけれど、それでよろしいですか。

各委員 (異議なし)

会長 では、議題2について、終了します。

●議題3 印西市公共施設予約システムに係る通信回線（オンライン）結合による実施機関以外のものへの個人情報の提供について（諮問）【公開】

実施機関 <資料による説明>

会長 ご質問はありますか。

委員 その館のみとはいえ、住所、氏名、電話番号や緊急連絡先等の個人情報を、指定管理者は見られるのですよね。指定管理者の条件はどのようなものですか。

実施機関 議会案件で、この議会に上程して、承認をいただきます。まだ、事

業者名は言えませんが、募集要綱に個人情報の保護等は記載していますし、十分に理解していただく予定であります。

会 長 4 ページの個人情報を指定管理者に提供するのですか。指定管理者は公共施設予約システムを持っているということですか。

実施機関 市の公共施設予約システムを使うので、登録情報を見ることになります。

会 長 施設に指定管理者の職員が来ることになって、機器も通信回線もそのまま使うということですか。

実施機関 そうです。利用者に不便が生じないように、今までの利用者カードを使えるようにするために現在のシステムを使うので、結合するという形です。

実施機関 職員がしていた業務を、指定管理の事業者がすることになりますが、総合福祉センターの情報しか見られないようにします。

委 員 指定管理者と市との提携内容が資料ではわかりません。指定管理者になった場合、総合福祉センターの登録情報は全部見られて、コピーを取ろうと思えばとれますよね。総合福祉センターの利用者である高齢者は詐欺などで狙われる対象になりやすいです。市の職員以外の指定管理者にお任せするには、契約内容やセキュリティなどの資料がなにもない状態でいいですよとは言えないと思います。

会 長 指定管理者は、市が保有する登録情報をすべて検索できて、印刷できなくても、画面を見て名簿を作ることはできて、悪用しようと思えばできるということですよ。そのリスクはどう考えていますかというのが委員のご質問です。

実施機関 指定管理者が登録情報を見られないと、事故などに対応できないので許可を出していただく形になろうかと思います。

会 長 許可を出すに当たって、具体的な防止策はありますか。今、申し上げたようなリスクに関してどういう方針ですか。

実施機関 協定で規定します。また、市としても状況は逐一把握させていただきます。

会 長 その協定の内容を教えてください。

実施機関 それは…。

会 長 他の施設ですでに指定管理をしていて資料があるのではないですか。

実施機関 このような指定管理はございません。

会 長 こちらの方でどうするかわからないけれど適切にやりますので承認してくださいと聞こえてしまいます。市はどのように関与して、どのような防止策をとるという具体論があれば、検討できるのですけれども。

実施機関 ちょっと、そこまではですね、契約行為でしかございませんから。契約書には、個人情報取扱特記事項をつけます。あと、指定管理者も個人情報保護条例の対象になります。

会 長 指定管理は、市の他の施設でしていると思うのですが、協定のひな型はないのですか。

実施機関 そうですね。内容等は多少違いますけれど、協定書は同じです。業務の契約と同様に、個人情報の保護についてはやらさせていただいております。

会 長 現状いただいている資料では、その内容が私ども審査会にはわからないというご指摘だと思います。

実施機関 …。

会 長 資料の内容が抽象的で、セキュリティ構築に関する具体的な体制がないので、そのリスクを全部ここで洗い出して、対応を意見として答申に書くことになります。これから作る仕組みなので、ある程度予想になるところは否めないと思いますが、ここまで抽象的だと判断できません。

実施機関 今、提出できるのは、募集要項です。募集要項には、個人情報の保護の項目を入れさせていただいております。

会 長 適切に取り扱うようにすることという程度ではないのですか。

実施機関 はい。

委 員 ＵＳＢに複写できないのか、個人情報を気軽に見せてしまわないか、名簿を提供しないか、公務員に準ずるとはいえ、罰則はどうなっているのか、指定管理者の職員にアルバイトがいるのか、情報が持ち出せないシステムなのか、どのような人が指定管理者になるのかわからないと不安です。

実施機関 ＵＳＢへの書き込みはできません。データをエクセルやＣＳＶで保存する機能は、改修でできないようにします。

会 長 このままでは、全部質問して、全部答えてもらって、全部議事録に残して、全部答申に書くということになるのですが。

- 委員 システムの結合として諮問されていますが、業務委託に過ぎなくて、審査会で扱う案件ではないと思います。オンライン結合という判断に関して、大きな疑問があります。
- 会長 オンライン結合という判断に関しては、私もすごく抵抗を覚えるのですが、少なくとも市が保有している登録情報を第三者が見るという点では、やはり当審査会として関わるべきだろうと思います。
- 委員 個人情報観点からですね。わかりました。
- 委員 先程ご説明にあった指定管理者の、市の職員と同等の義務を負うというところは、個人情報保護条例 11 条と 12 条に規定されています。まず 11 条が、実施機関は個人情報取扱事務を実施機関以外のものに委託しようとするときは、または公の施設の管理を指定管理者に行わせようとするときは、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければならない。12 条が、受託者等の責務として、実施機関から個人情報取扱事務の委託を受けたものまたは公の施設の管理を行う指定管理者は、当該委託または管理の業務を行うに当たって取り扱う個人情報の安全確保の措置を講じなければならない。前項の委託または管理の業務に従事している者または従事していた者は、当該業務に関して知ることができた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。
- 会長 問題は、安全管理措置だと思います。
- 実施機関 指定管理の事業者に対して、指導助言できますし、管理内容の評価等も行われるようにさせていただきます。
- 委員 11 条の解釈で、列举されている契約書等に明記されている具体的な事項が、今後交わすものに列举されるのですか。
- 実施機関 はい、もちろんそうです。
- 委員 ただ、それはまだできあがってなくて手元にはないのですね。
- 実施機関 それは、協定を結ぶときには、常に記載させていただいてますので、間違いありません。
- 委員 個人情報の保護も含めて提携内容の案はあるのですよね。
- 実施機関 募集要項と仕様書で指定管理者を公募させていただいていますので、その要件で申請していただいて、選定結果を以って、協定を締結させていただきます。ここには、協定の案を持ってごさいませんので、今お示しできるのは、募集要項と仕様書でございます。

- 委 員 それはすぐ見せてもらえますか。
- 実施機関 もちろん、インターネットで情報を提供しておりましたので。ただ、もう期間が過ぎていて、ネットでは見られませんので、印刷してコピーしなければいけませんし、かなり厚いのですぐには何部も出せるものではないので…。
- 会 長 こちらで審議するのは指定管理の内容ではありませんから、すべてはいりません。
- 指定管理に関して、議会に議案を上程されているという話でしたが、指定管理者の選定はどの段階まで進んでいて、議決事項としてなにを上程しているのかを説明してもらえますか。
- 実施機関 はい。指定管理者選定の審査会で、公募した事業者を審査し、指定管理予定者として選定されましたので、議会の議案として上程させていただいています。最終日の明日、承認していただくかどうかという最終段階になっております。
- 会 長 そうすると、すでに、管理者の候補者は特定されているのですか。
- 実施機関 もちろん、そうです。
- 会 長 では、相手は決まっていて、来年４月に向けて、協定書を作るということですね。
- その他、ご質問はありますか。
- 各 委 員 （質問なし）
- 会 長 では、ご意見をお願いします。審査会としては、条例とこの資料しかない状態でどうその相当性を判断すべきかということになります。
- 委 員 システムについては、今までやっているものですから、あまり問題がないように思います。指定管理者に対しては、心配事がいろいろ考えられて、それをどう防いだらいいのかということをお話すのですか。
- 会 長 結論としては、指定管理者が公共施設予約システムを使用して、これまで登録集積してきた市の情報を利用することが是か非かを回答するのですが、その過程において、リスクの問題を協議しなければいけないということです。
- 委 員 協定の案を出していただいて判断することはできないのでしょうか。
- 委 員 それがないと判断できないですね。
- 委 員 今日のこの時点で結論を出す必要がありますか。

委 員 今、言葉でやりますと言われても、契約内容や個人情報の管理方法がわからない状況で、いいですよって、なにかあったら大変です。悪いことになった場合を想定していないと困りますし、そのためにこの審査会があるので、判断できる資料がないと認めるのは難しいです。

実施機関 協定書の写しが見たいというお話ですよ。

委 員 協定書に個人情報の保護について具体的に書いてあれば見たいです。

実施機関 もちろん、募集要項にはそういう項目を入れさせていただいてます。

委 員 入れさせていただいているといっても、我々、審査する側からはわからないので、資料があれば見せてください。その上で、問題なければ認められますが、この資料だけでは判断できません。

実施機関 募集要綱の仕様書をコピーしてお配りします。

会 長 実際に指定管理者が公共施設予約システムを利用するときの事務とその事務に対する対応があって、指定管理後の計画で個人情報については適切に保護されますという意見をいただければ、審査しやすいですよ。

委 員 そうですね。

実施機関 指定管理者に、許可権限を与えて、仮予約を本予約に変更する手続きまでできないと許可書が出せません。個人については、老人福祉センター窓口で、住所氏名を書いていただいて、免許証や保険証で生年月日を確認させていただく。あと、市内の方は無料ですが、市外の方は有料なので、住所も確認します。データの持ち出しについては、職員と同じような制限をかけますし、協議の中でも十分お話しさせていただきますし、協定でもきちんと説明させていただくつもりでいます。

会 長 市が保有する登録情報あるいは予約履歴を、協定で関係ができるとはいえ、指定管理者という市と本来なんの関係もない人たちに渡すことが是か非かということ問われているという理解なのですから、よろしいですか。

実施機関 …。

会 長 渡した後で、その渡した情報に関しては、きちんと管理してもらわなければいけないというのが、当審査会の立場です。

実施機関 契約行為であるし、協定を締結する…。

会 長 協定を締結しますの一言で許可できますか。

実施機関 登録番号で見る人を制限することはできます。

会 長 公共施設予約システムを全部指定管理者に渡すのではないのですか。

実施機関 そうですね。今、市で公民館などをやっているのですけども、指定管理者がシステムを使用するようになります。

会 長 では、システムの全体はこうなっていて、この部分を指定管理者が使いますということですね。システムの切り分けはできていますか。

実施機関 システムの切り分けとして、指定管理者の場合は、登録情報のうち、総合福祉センター分しか見られないし、登録できない形で、過去のものについても、総合福祉センター分しか見られないようにします。

委 員 総合福祉センターの情報は、全部見られるのですよね。今、言っていたのは、それを見た指定管理者の職員が誰かということが記録で残るということですか。

実施機関 そうです。

委 員 提供される情報が制限されているという話と、提供された情報をどう管理するかという話があって、審査会では、両方の相当性を判断するのですか。

会 長 そうということになると思います。

委 員 提供する情報が制限されていることに関しては、説明がありましたので、既存システムを使うことの必要性は理解できますし、いいと思います。委託先に提供された後の情報の管理に関しては協定でやりますという話しか出ていなくて、協定の内容はどうかという話が堂々巡りしてしまっていて、そこがわからないと安心して任せますという意見を出せないということだと思います。それについて、ご説明いただきたいというのが委員のみなさまの率直な感想だと思います。できあがっていないものを今見せてくれと言っても無理だと思うので、できあがってから見せてもらうことにするのか、それでは間に合わないという話なのか、その辺りもよくわからないので、今この場で結論を出すのは難しいです。

実施機関 事務の打ち合わせは、今年度から始まるので、協定は締結します。案では協定になりませんし、変更できるので。

会 長 結んでしまったら変更できないですね。

実施機関 協定書の内容もご審査されるというものなのですか。

委 員 個人情報の部分に関しては、です。

実施機関 今、お配りしたのは、指定管理者を募集したときの仕様書の抜粋で、5項の法令の順守に管理運営に当たっては本仕様書の他次に掲げる法令に基づかなければならないとしています。

会 長 公共施設予約システムで個人情報を扱うので、いろいろ心配がありますよねと申し上げているわけですよね。それに対して、こういう対応措置をとりますという具体的なお答えは現状持ち合わせておられますか。

実施機関 …。

会 長 それを、本来であれば、協定にきちんと盛り込んでいただくなり、協定の仕様書で個人情報の扱いについて定めていただく必要があると思います。審査会には、仕様書でなくてよいので、具体的な対策を示していただければ、こちらとしても具体的に検討ができます。

事 務 局 今回、諮問に当たりまして、実施機関から事務局として質問を受けて、第三者にインターネット回線で個人情報を提供するということから、オンライン結合という判断をしました。個人情報保護の適切な措置に関する資料が不足していましたので、実施機関で資料を作成し、委員のみなさんに見ていただいて、今一度ご判断いただきたいと思いますがいかがですか。

会 長 わかりました。では、現状で、相当であるという結論を出すべきだというお考えの委員はいますか。

各 委 員 （沈黙）

会 長 いない。結論を出すことは、難しいという認識で一致しているということです。追加の資料があれば判断ができると思うのですが、委員のみなさん、いかがですか。

各 委 員 （同意）

会 長 では、継続とさせていただきます。次回までに、具体的な安全措置の内容等について、ご検討いただいて、再度審査させていただきます。具体的に、私たちが当該事務に関して心配するような事態が起こらないという枠組みになっていれば問題ありません。ただ、新しい資料が抽象的だと具体的にはどうなっているのかという質問がさらに重なってしまう可能性がございます。その辺りもご検討いただいた上での日数になります。

実施機関 わかりました。明日を過ぎれば、事業者名も公表できるかもしれませんが、協定書もお示しできると思いますので、年明けであれば、日にちはお任せします。

委 員 我々は、口頭で遵守してもらいますというのを聞いて、それでお願いしますと答えるのではなく、きちんと文書で確認したいです。

実施機関 わかりました。

会 長 はい。委員のみなさんもそれでよろしいですか。

各 委 員 （同意）

実施機関 第1回印西市情報公開・個人情報保護審査会において、地域包括支援センターのオンライン結合による実施機関以外のものへの個人情報の提供に関する答申において、提供する個人情報については一部妥当とは言えない等のご意見をいただきました。そのご意見に対して、今後の対応をご報告させていただきたいと思います。ご答申の内容を踏まえさせていただきまして、個人情報については、当分、支援を要しない65歳以上の方の個人情報の提供はしないこととし、提供する際には広く市民の意見を聞くなどの対策が必要であろうということで、認定を受けている方、相談の履歴がある方、訪問調査等で履歴がある方のみでの提供とさせていただきます。業務等に支障が生じるようでしたら、情報提供のあり方を検討して、また委員のみなさんのご意見をお伺いしますので、よろしく願います。以上でございます。

会 長 現場でいろいろ出てくると思います。それらは貴重なご意見として反映させたいと考えておりますので、よろしく願います。では、議題3について、継続審議とし、終了します。

- その他（1）「印西市建設工事等の金額入り設計書の交付に関する事務取扱要綱」の制定による金額入り設計書の情報提供について（報告）
【公開】
- （2）個人情報保護法等の改正を踏まえた印西市個人情報保護条例の見直しについて（報告）【公開】

会 長 報告事項について、2件続けて説明をお願いします。

実施機関 <資料による説明>

会 長 報告事項１で、金額入りの設計書は、予定価格算出のために使われるということですが、予定価格は出さないのですか。

実施機関 市で設計違算による契約解除の事例があり、入札に当たって市が作った設計書に設計違算がないかを確認するための情報提供ですので、出しません。

会 長 この要綱によって市は契約解除しやすくなるのですか。

実施機関 いえ、契約前に間違いを見つけて正す。あるいは、入札をやり直すための要綱です。

会 長 わかりました。

報告事項２で、個人情報保護条例の改正時期は、２９年９月９日までに改正される個人情報保護法の改正に合わせる予定ですか。

実施機関 いえ、個人情報保護法の改正をどこまで反映させるかを検討します。

会 長 そうすると、３月に地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会の報告書が出てから、条例の改正案をとりまとめるのに半年ぐらいかかるということですね。１２月議会くらいで議案として上程するのですか。

実施機関 そうですね。匿名加工情報についても検討した上で上程したいと思っています。

会 長 上程する前に改正案を審査会の議題にする予定ですか。

実施機関 はい。

会 長 ご質問等がありますか。

各 委 員 （質問等なし）

会 長 これで、報告について終わります。

委員のみなさま、なにかありますか。

各 委 員 （意見等なし）

会 長 では、これで審査会を閉会します。

【当日使用した資料】

1. 住民情報系システムの通信回線（オンライン）結合による実施機関以外のものへの個人情報の提供における委託先の実地検査の結果について（報告）
 - 1－1 平成28年度情報セキュリティに係る監査報告書
 - 1－補足資料 I SMS 認証について
 - 1－2 予備調査結果
 - 1－3 実地点検結果
2. コンビニエンスストア等における住民票等の自動交付サービスに係る通信回線（オンライン）結合による実施機関以外のものへの個人情報の提供について（諮問）
 - 2－1 諮問書の写し
 - 2－2 コンビニ交付サービスに係るセキュリティ対策（オンライン結合）
3. 印西市公共施設予約システムに係る通信回線（オンライン）結合による実施機関以外のものへの個人情報の提供について（諮問）
 - 3－1 諮問書の写し
 - 3－2 印西市公共施設予約システムの個人情報の提供について
 - 3－別紙 仕様書 5 法令の順守（抜粋）
- 4 その他
 - 4－1 「印西市建設工事等の金額入り設計書の交付に関する事務取扱要綱」の制定による金額入り設計書の情報提供について（報告）
 - 4－2 個人情報保護法等の改正を踏まえた印西市個人情報保護条例の見直しについて（報告）
 - 4－2 別紙1 第1回地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会資料
 - 4－2 別紙2 「地方公共団体が保有するパーソナルデータに関する検討会」スケジュール

平成28年度第2回印西市情報公開・個人情報保護審査会の会議録は、事実と相違ないので、当審査会は、これを承認する。

平成29年1月20日

印西市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 伊 藤 義 文